

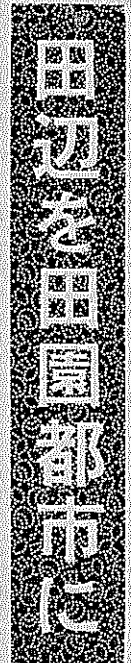
広 報 た な べ

田 辺 町 役 場

電話田辺271~274

発行人 京都府田辺町
役 務 総 務 課

印刷所 奥田印刷工業



いま本町では、
向う十カ年間の町
政各分野にわたる
基本計画をまとめ
ています。

これは、北尾町長のかねてからの念願によ
るものです。この基本計画の目的を紹介しま
す。(写真は北尾町長)

建設基本計画たてる

近年わが国の経済は、高度成長政策によって飛躍的に進み、こんごもさらに成長発展することが予想されます。この高度成長のなかで、大都市の商工業は急速に進んでいるのにくらべ、地方の農林業や中小企業は立遅れているのが現状であるといつても過言ではありませぬ。それは京阪神の経済圏に近い本町にあつてもいえると思ひます。本町の現在の農業経営をみても、近郊農業としての新しい経営法を取り入れた一部の専業農家や意欲的な農業グループを除き、ほとんどの農家の人たちは、他産業との所得格差の拡大で、ほかに職業を求め農業は兼業になりました。これは全国的にみても、自立専業農家が全国農家の二十五%に減つて、兼業農家が七十五%にふえているのが現状です。

また本町の商工業をみても、兼業業者が多く、経営方法の近代化も、のびなやんでいるといえましよう。こうした本町ではあります

が、山城大橋の完成などで交通事情はますます発展し、また工場の方、宅地造成は大都市の生活環境の煩雑化、地価の高騰などの原因で都市の近郊にのび、本町やその周辺は、住宅団地の建設が急ピッチで進んでいます。この現状をみると戸口が急激にふえることが必ずです。

こうした変貌しつつある本町にとって、いままです町の大半が生活手段を農業に依存していたため、町政の中心は、おのずから農政にしばられていたといえます。

しかし、現代の社会的、経済的な内外の諸状況によって、この町の施策も巾のあるものとするのが、強く要請される段階にきています。

この時点に立つて、町将来の構想を、あらゆる分野に、しかも長期的な発展の方向を定める基本計画が急務だと考えました。こんな

石油ストーブは倒れると燃えます！

○燃えひろがれば、大きなふとんをかぶせ、ふとんの上に水をかけてください。

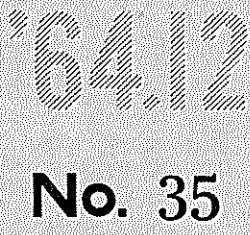
○使用中に給油をしないよう。石油ストーブを使用中に油を入れると引火する場合がありますから消してから入れてください。

○十一月二十六日から火災予防週間です。秋から冬に向います。火のもとには、ひとりひとりが注意しましょう。

人のうごき (10月末現在)

総人口	17,065人
男	8,291人
女	8,774人
世帯数	3,829世帯
町の面積と広ぼう	
総面積	43.61km ²
東面	5.5km
南面	10.9km

町 学 生 数



No. 35

田辺西山、飯岡地域に 宅地造成規制法を適用

ことし四月一日付で本町の西部丘陵地帯(飯岡丘陵部含む)が宅地造成規制法適用地域として指定されました。

近年、神戸や大阪の丘陵地帯で開発された住宅地が豪雨のため、がけ崩れや土砂流出などで民家に被害をあたえ、貴い人命や財産が失はれたことは、すでにご存知のことと思います。

本町も最近、山間丘陵地帯が開発され、住宅地に変貌しつつありますが、下流平坦部の部落では豪雨などの被害が見られます。宅地安全化と部落にその危険のないようにするため、みなさんの要望で建設大臣から指定されました。この日から、この法律の適用を受けることとなります。

この規制法の目的は、宅地造成にともなう、がけ崩れまたは土砂の流出による災害を防止するため



現場を視察する町議会建設委員

宅地造成規制法を適用

宅地造成に関する工事などについて必要な規制を行うことにより国民の生命や財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することがこの法律の目的とされています。

本町でこの法律の適用を受ける地域は、田辺西山地区(二百三十五ヘクタール、たゞし水取、打田天王、高船を除く)と、飯岡地区(十ヘクタール)です。この区域についてくわしくは、規制法適用区域図が役場にそなえてあります

なお、この適用をうける面積は本町総面積の五・七%にあたります。また、宅地造成に関する工事の許可申請については、この法でいう宅地造成とは宅地以外を宅地にするため、または、宅地において行なう土地の形質の変更つきに掲げるものをいいます。

①切土であつて当該切土をした土地の部分に高さが二メートルをこえる、がけを生ずることとなるもの。
②盛土であつて当該盛土をした土地の部分の高さが一メートルをこえるがけを生ずることとなるもの。
③切土と盛土を同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下のがけを生じ、かつ当該切土および盛土をした土地の部分に高さが二メートルをこえるがけを生ずることとなるもの。
④前各項のどれにも該当しない切土または盛土であつて、当該切土または、盛土をする土地の面積が五百平方メートルをこえるもの。
以上のような宅地造成工事を区域内でされる方、(請負工事の場合、その注文者)は、工事に着手される前に工事の許可申請を京都府知事あて、つぎの図面を添えて提出して許可を受けてください。
添付する図面
位置図、地形図、宅地の断面図
排水施設の平面図、がけの断面図
擁壁の断面背面図
ほか技術的基準、設計資格、申請方法および宅地造成規制区域など、くわしくは町役場経済課にお問い合わせください。

田辺小学校の児童教増

田辺小学校の児童教増加で教室不足をかこていました。その悩みを解消するため、このほど校舎の増築にとりかかりました。

田辺小校舎増築

理科・音楽・図工室など
二階建てで四教室(延五百七十平方メートル)を

える、がけを生ずることとなるもの。
②盛土であつて当該盛土をした土地の部分の高さが一メートルをこえるがけを生ずることとなるもの。
③切土と盛土を同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下のがけを生じ、かつ当該切土および盛土をした土地の部分に高さが二メートルをこえるがけを生ずることとなるもの。
④前各項のどれにも該当しない切土または盛土であつて、当該切土または、盛土をする土地の面積が五百平方メートルをこえるもの。
以上のような宅地造成工事を区域内でされる方、(請負工事の場合、その注文者)は、工事に着手される前に工事の許可申請を京都府知事あて、つぎの図面を添えて提出して許可を受けてください。
添付する図面
位置図、地形図、宅地の断面図
排水施設の平面図、がけの断面図
擁壁の断面背面図
ほか技術的基準、設計資格、申請方法および宅地造成規制区域など、くわしくは町役場経済課にお問い合わせください。

増築するものです。
一階は、普通と理科教室、二階は音楽と図工教室となつています。

これまでになかった特別教室もこれで完備されます。工費は、千五百万円です。

この工事担当業者は、原田工務店で、完成は来年三月下旬です。

災害にそなえ

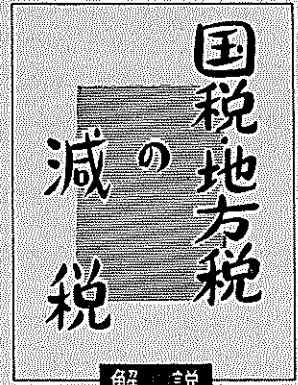
町防災計画できる

大きに本町では、わたくしたちの生命や財産をあらゆる災害から守るための「田辺町地域防災計画」をたてました。これは昭和三十六年十一月に公布された「災害対策基本法」にもとづき、防災計画を作成したものです。災害の予防計画、災害応急対策、災害復旧計画からなり、その推進を図ることが目的になっています。思えば、私たちの記憶に新しい第二室戸台風のような天災や大きな火災などは、こんごいつ発生するかわかりません。そうした非常時にあって被害をもつとも少なく防ぎ、早く処理するため、この計画にもとづいて、つねに訓練が必要とす。この計画の内容項目はつぎのとおりです。

災害予防計画には、水害、風害、山崩れ造成宅地の災害防止、建築物の災害などの予防や災害通信整備、資材器材などの点検整備、防災訓練、防災知識の普及計画などがふくまれています。

納税組合長を表彰

このほど本町では、ながい間、納税組合長として、納税にご協力いただいた、つぎの二十六名の方がたに感謝状と記念品を贈りました。
堀口豊高、松井幸雄(松井) 上村金次郎、古川貞、古川利治、古川奈良治、(草内東) 村上政治、中村ヨシエ(高木) 山下新一、稲川富三(普賢寺) 松本卯兵衛、北川倉三、森本正雄、藤本末吉、北川吉太郎、上田岩次、杉本末吉(南山東) 北村信次郎(南山西) 宮西宗次郎(健康村) 寺本修一(興戸) 中島末造(山本) 加藤治郎吉、池永五郎、久保巳之助(新) 中西通夫(東林) 木元又次(宮の口)



◆固定資産税

さきに本紙号外をもって、地方税法の一部改正により「町税はどうかかる」を解説しました。つづいて本号にも固定資産税において一般新築住宅に対する税の軽減を行なわれることをお伝えしたいと思ひます。そのネライは、住宅建設をすすめるために行なわれる措置で、こんご五年間に新築される住宅で、つぎの条件に限って、その税額の半の額に軽減されるものです。

つまり、昭和三十八年一月二日から昭和四十四年一月一日までの間に新築された住宅（もっぱら人の居住の用に使う家屋）で、その床面積が八十五平方メートル（約二十五坪）以下のもとなつています。なお、軽減される期間は、これらの住宅に対して、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、半に相当する額が減額され

るといふもの。

また減額を受けようとする人は新築した年の一月三十一日までに

◆たばこ消費税

みなさんが町内で買われた「たばこ」の売上げから、一年間に約一千万円が「たばこ消費税」として、本町に還元されてきます。毎年、たばこの売上げ高は、約十%増加しています。いまから四、五年前までは、約三百五十万円で還元されていましたが、本年度は約三倍の一千万円にもなります。三十八年中のたばこの売上げ本数は、約二千四百三十万本（売上げ高、約六千万円）です。本町では、十一月から十二月にかけて、毎日お吸いになるときや贈りものなどには、町内でお買い求めいただきますよう、マッチを作りPRしてあります。町内の小売店で、たばこを購入されるとき、無償でマッチをお渡しします。お求めください。

また減額を受けようとする人は新築した年の一月三十一日までに、家屋の建築年月、構造、床面積などを記載した申告書を提出していただくことになっております。申告書の用紙は町役場税務課にあります。

◆事業税（府税）

事業主控除の引き上げ……個人事業税の事業主控除二十二万円（前二十万円）
税率の引き下げ……法人事業税の税率が所得百五十万円以下六%、百五十万円～三百万円以下九%、三百万円以上十二%。（これまでは百万円以下六%、百万円～二百万円以下九%、二百万円以上十二%となっていました）



◆不動産取得税（府税）

基礎控除の引き上げ……新築住宅の基礎控除百五十万円（前百万円）
免税点の引き上げ……取得価額が、つぎの額までの場合は税金がかかりません。
土地五万円（前二万円）
住宅以外の新築建物十五万円（前、十万円）
新築以外で取得した建物は八万円（前、五万円）

◆所得税（国税）

減税については、新聞やラジオテレビなどでたえず報道され、ご承知のことと思いますが、数字的にみて、どうなるかを簡単にお知らせします。

一、諸控除の引き上げ

- ①基礎控除 十二万七千五百円（前年より一万円引き上げ）
- ②配偶者控除 十万八千八百円（前年より五千五百円引き上げ）
- ③扶養者控除 十三才未満三万八千八百円（前年より五千五百円引き上げ）、十三才以上十四才、四万六千三百円（前年より一万二千五百円引き上げ）、十五才以上、五万円（前年同様）
- ④専従者控除の控除限度額
イ、青色申告の場合、二十才以上、十四万三千八百円（前年より二万五千円引き上げ）、二十才未満、十一万三千八百円（前年より二万五千円引き上げ）
ロ、白色申告の場合
十五才以上、八万六千三百円（前年より一万二千五百円引き上げ）
⑤生命保険控除
最高三万四千四百円（前年三万二千五百円）
一万八千八百円までは全額（前年一万五千円）
一万八千八百円以上、十五万円までは、支払保険料× $\frac{1}{2}$ 十九千四百円

Ⅱ控除額

損害保険料控除（家屋）
十年未満の短期契約のもの、千五百円。十年以上の長期契約のもの、七千五百円。
⑥給与所得控除（勤労控除）
年間給与所得、四十万円の場合九万四千円控除（前年八万八千円控除）、五十万円の場合、十万五千七百五十円控除（前年九万九千円控除）、六十万円の場合、十一万五千七百五十円控除（前年十万九千円控除）、七十一万円の場合、十二万六千七百五十円（前年十二万円）、八十一万七千五百円以上は、一律に十三万五千円控除（前年十二万円）

二、退職金の特別控除について
勤務年数一年あたり、五万円が控除されます。たとえば、退職金を三百万円貰った方で二十年間勤務された方の所得税を計算しますと、つぎのとおりになります。
五万円×二十年＝百万円（特別控除）
百万円× $\frac{1}{2}$ ＝五十万円
（課税所得額）
百万円×二十六%＝八万四千五百円
百万円× $\frac{1}{2}$ ＝五十万円（所得税額）
（いままで、勤務中の年令に応じて、特別控除の計算がなされてきました。勤務中、四十才までは、一年三万円。五十才までは、一年四万円。五十才以上、一年五万円）

特集



入選ポスター・沢清美さんの作品

学級講座のモデル地区に

公明選挙運動に参加を

ことし本町は、自治省から公明選挙運動推進のモデル地区の指定をうけました。

三十九、四十四年度にわたって本町は「学級講座」を行なうことになっていきます。この指定は、京都府下でも舞鶴と本町のみで全国から注目されているといっても過言ではありません。

正しい民主政治が行われるためには、その基盤となる選挙そのものが、正しく明朗でなくてはなりません。候補者も、その運動員も、一般選挙人も、選挙の管理執行にたづさわるものも、また取締りの職にある方がたも、おたがいに立場立場を自覚したいものです。そして正しい選挙についての関心と知識を深めるため、みなさんご協力をおねがいします。本町の

南さん、

「苦労さまでした

町選管委員長に

西川 亦三氏

ながい間、町の選挙管理委員長として親しまれた、南由治郎氏(田辺)が任期満了で辞任されました。南さんが選管委員になられたのは昭和二十一年十月で、委員長は二十三年六月から十六年間、連続五期のながきにわたりました。

この在任中、各種選挙は二十回を越え、その功労をたゞえて、三十六年十一月には自治大臣表彰などうけておられます。町もその労をねぎらい、感謝状と記念品を贈りました。

なお九月の町議会で、任期満了にともない新たに選管委員に西川亦三(田辺) 南正夫(普賢寺) 山村正一(三山木) 近本清三郎(大住)の四氏が選任されました。また補充員は、中尾新一郎(田辺) 安倉泰男(大住)、中川奈良三(三山木) 出島啓三(草内)の四氏です。辞任された方々は、南氏のほか、委員の木原克弥(江津) 今村正造(草内東) 補充員の西川与八(田辺) 中島寛次郎(天王)の各氏です。ながい間、選挙のため、また町の公明選挙運動推進のため、ご尽力くださった、みなさん、ありがとうございます。

作文・ポスター・標語入選者さま

公明選挙運動推進モデル地区指定記念

公明選挙運動推進モデル地区の公明言葉より実行(田辺 橋指定を記念し募集していた、標本佐一) 公明なこの一票で住み語、作文、ポスターの各部門 い田辺(草内東 上村陽) 公に、つぎの方がたの入選がきま 明な気持ち選挙で示せ(橋本佐りました。

◇作文の部 佐々木成信(田辺 一票(薪 村田晋) 楽しい生活 町興戸) ◇ポスターの部 沢清 は公明選挙から(草内 奥西伊美(田辺町田辺) ◇標語の部 佐男) 輝やけ一票公明選挙(秀作) この一票清き田辺の町 休ヶ丘 中井義郎) 選挙法ひと

づくり(田辺 松井 勲) 人清 りひとりがよく守り(興戸 興く票清くして町清し(松井勲) 村トヨ) 公明の誓いに恥じぬこきつこうよ公明選挙で住みよいの一票(松井勲) 選挙する人正田辺(田辺 北尾峰子) 公明選しければ出る人また正し(宮の黒豊子) あなたも私も町政参せぬ公明選挙で動くもの(草内加、公明選挙で明るい町を(健康村 石黒敏美) (佳作) 選挙 奥西伊佐男)



府公明選挙運動推進山城大会

公明選挙推進山城大会

十一月二日、府公明選挙推進山城地区大会が町役場で開かれました。宇治、久世、乙訓、相楽、綴喜の推進協議会のメンバー五十余名が、京都新聞の永瀬編集局長の時局講演をきいたり、分科会にわかれ、こんごの公明選挙運動のあり方を熱心に討論され、町の公明選挙推進は一段と盛り上ったようです。

「一票清き田」の町づくり

(入選標語・松井勲・作)

- ① 補充選挙人名簿への登録の申し出は、市区町村の選挙管理委員会にいつでもできます。
- ② 本町に住んでいる人で、年齢が満二十才になつた人
- ③ 満二十才以上で町外から転入してきた人
- ④ いまままでに選挙人名簿にもれていない人

田辺町選挙管理委員会
田辺町公明選挙推進協議会

田辺町公明選挙推進委員会委員さま

本町選挙管理委員会では、三十九年度の本町公明選挙推進協議会の委員に各種団体からつぎの方がたを委嘱しました。(敬称略)

- 会長 西川亦三(本町選挙管理委員長)
- 副会長 村田稔夫(町議会議長)
- 委員 奥西幸夫(教育委員長) 小野哲(同志社大教授)
- 委員 佐野重男(消防団長) 委員 山村正一、南正夫、近木清三郎(選挙委員)
- 委員 大谷龍太郎(区長会長)
- 委員 大崎真一(商工会長) 中川健三(文化協会会長) 梅原功(体育協会)
- 委員 南五百子(婦人会会長) 山村武正(青年団長) 寺本幸男(社協副会長)
- 委員 高橋重美(民生委員協議会総務)
- 委員 北川仁一(保護司田辺分区長)
- 委員 岡本増次郎(身障会長)
- 委員 岡本増次郎(身障会長) 学校関係(田辺小)、中川武司(田辺中) 林憲三(田辺高) 博田武則(社会教育主事)

また本会顧問には、北尾教治(田辺町長) 村田稔夫(町議会議長) 奥西幸夫(教育委員長) 小野哲(同志社大教授)の方がたをお願いしました。

うがいや予防接種をインフルエンザ流行にそなえて

インフルエンザの流行は、毎年私たちの生活に大きな影響をあたえます。ことしも二月にB型、四月五月にはA型インフルエンザが局地的に発生しました。こんなことも流行が予想されますから予防接種を受けるとともに、つぎのことを守ってください。

- うがいを励行する。
- 十分な睡眠と休養をとろう。
- カセにかかったときは、早く医師の診察をうけ、かならずマスクを使用しましょう。

役場窓口のご案内

役場でする戸籍の届けや住民登録、印鑑登録、転出入、国民年金、国民健康保険、そのほか母子手帳初診券発行、水道加入申し込み、身障割引券、日雇関係など、願い出でや届け出では、印かんはつきもですからお忘れのないようにもつて、役場住民課へおいでください。

出生届

出生の届け出では、十四日以内に出生地の市区町村へしてください。そのとき印かんと母子手帳、米の通帳、国保保険証をお忘れなく。

婚姻届

届け出での期限はありません。夫または妻の本籍地あるいは、所在地に届け出てください。双方の印かん保証人二人の印かんが必要です。このほか、添付書類として、戸籍謄(抄)本『夫の本籍地

に届け出るときは妻の抄本三通、また双方に本籍がないときは双方の抄本三通』をお忘れなく。

死亡届
死亡診断書、国保保険証と印かんをお忘れなく。

住民登録

転入、転居、または住所変更のときは、十四日以内に必ず届け出てください。米穀通帳、転出証明書もつてきてください。

印かん届

①印かん届け、あるいは変更届けをするときは、なるべく本人がしてください。

この場合、住民登録がしてあるものにかぎります。

代理人のときは、代理人の実印が必要で。

国民年金

○福祉年金
老令福祉年金は満七十才に達したとき、母子、準母子福祉年金

は夫、祖父が死亡したとき、障害福祉年金は満二十才以上で身体障害のひどい方(一級)など福祉年金が受けられるので届け出でを忘れずしてください。

○抛出制年金

明治四十四年四月二日以後に生まれた満二十才以上の方で、ほかの公的な年金(厚生年金、公務員共済組合など)に関係のない人は印かんをもって届け出てください。すでに国民年金に加入している人で、会社などの厚生年金に加入しようとするときは、その証書と印かんをもって取り消す手続きをしてください。

また転入や転出には、印かんのほか、国民健康保険証や国民年金手帳、米穀通帳などさいの権利や義務と、なるものをもつてきていただきたいと思います。

空・海・陸 自衛官募集

くわしくは役場総務課までお問い合わせください

運動増強貯金郵便貯金始末年

明るいくらしは貯蓄から

みなさんの貯蓄が資金となって、住宅の建設や小・中学校、公民館など地方公共団体の施設の整備拡充などに活用され、地方の発展に大きな役割を果たしています。なお本町でも七千四百万円の融資をうけています。

・飯岡にバス開通

十月二十二日から飯岡に待望の京都近鉄バスが開通しています。これは数年前から区や町が陳情していたものです。近鉄三山木駅から飯岡公民館前まで、一日五往復(三山木駅発 6・58・9・15・11・05・17・1518・48)で、区民を喜ばせています。

・菊花の庭

この秋、一休寺に新しい庭がお目見えしました。

約千六百平方メートルの広さで、中央のひょうたん池のまわりに、つじ、菊などが植えられ、休憩用の茶店やベンチもあり遠来の客たちの話題になりました。

田辺町青年団では、秋の夜ながを講義や話し合い学習です。と、十一月五日から十二月七日まで十回の学習計画をたて実施しました。

恋愛や結婚問題を

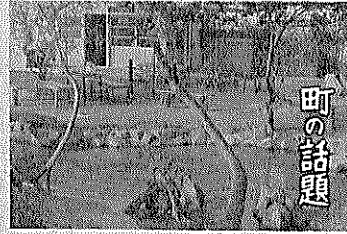
町青年団の学習

場所は元田辺技芸学校で、よる八時から十時まで開きましたがこれまでよりも、団員の集りもよく、活発な意見も立て立派な成果を得ました。

講座内容は、つぎのようなもの

・町の観光開発

町の埋もれた観光資源を開発



一休寺・菊花の庭

しようと、このほど町内の各種団体の代表者があつまり、観光協会の結成などについて話し合いました。

開発の構想として、大住桃林です。()は講師の方がたです。

◇十一月五日、青年時代の意義(小野哲) ◇九日、正しい男女交際のあり方(宮田恵夫) ◇十二日

恋愛と結婚(中川健三) ◇十六日地域における青年の組織活動の重要性(林憲三) ◇十九日、青年団活動の目的は何か(林憲三) ◇二十三日、青年団活動の正しいあり方(山本舟) ◇二十六日、町青年団の現状分析(村雲喜二郎) ◇三

や甘南備山など野外の青少年育成として、ハイキングコースの設定や一休寺、大御堂、筒城宮址、寿宝寺、飯岡山、法泉寺など結ぶ、史跡めぐりなど広くPRしようとして申し合せました。

・盛んだった文化祭

田辺文化協会主催の第二回田辺町小、中学生作品展が文化の日に元町立技芸学校で開かれました。図画、書道など百五十点余が展示され終日にぎわいました。また筒城保勝会主催の菊花コンクールも寿宝寺で行われました。本町の文化祭も年々盛んになって行くようです。文化協会では趣味のサークルづくりに力を入れています。

婦人の生活を豊かに

十日、青年団の活動方法(山本舟) ◇十二月三日、青年団の今後の活動方法(奥西幸夫) ◇十二月七日反省会(博田武則)

最近、府立田辺労働セツルメントの主催で、郡内の職場や一般の勤労婦人を対象に各種の講座が開かれています。講座の内容は「料理講座」講師は津久井謙次氏(食生活改善指導協会関西支部)で、

あなたの本棚

新刊が入りました。読書は私たちの田辺図書館で過ごしくください。

東海道新幹線(角木良平) 母親の生き方(堀秀彦) お母さんのばか(古田幸) 吹雪の告白、沙羅の門(水上勉) 千羽鶴(川端康成) 股旅新八景(長谷川伸) お客様代表、停年待ち(源氏鶏太) 天保うち世説、又四郎行状記上下(山手樹一郎) 純愛の砂(小糸のぶ) ほか新刊書多数入荷。

なお図書館は月曜日、祝祭日は休館です。田辺図書館友の会もでき、町内に十分間の読書運動を提唱しています。

△町立田辺図書館▽

定員はA組(昼間三十名) B組(夜間三十名)にわかれ、毎月二

回でA組は第二、第四土曜の午後一時から三時三十分まで。B組は第二、第四水曜の午後五時三十分から六時まで。科目は和・洋、中華料理、育児・栄養料理などで

また「生花・茶道教室」は講師に橋本登美甫氏(田辺町、生花は未生流、茶道は裏千家)で定員はいづれも三十名です。生花は毎

◆楽しい狩猟が悲しいものにならないよう注意しましょう。年を追って、恐ろしい暴発事故や狩猟法違反もふえてきています。

◆修学旅行のシーズンがやってきました。楽しいはずの思い出が帰らぬ人の思い出にならないよう、旅先の気楽さから生徒らしくない行いはやめましょう。

郷土の恥です。

◆交通のルールは、日本も世界なみ。だが事故は世界でも超一流国この汚名は早くなくしたいものです。

田辺警察署から

月第二、第三木曜の午後五時三十分から八時まで。茶道は、毎月第二、第三木曜の午後五時三十分から八時までとなっています。

「手芸教室」は「レース編の手ほどき」で定員三十名です。講師は中川みさる氏(田辺町・編物教室きり会)です。いづれも、田辺労働セツルメントで開かれ働く婦人から喜ばれています。

× × ×